		4H1	40kg	60kg	60kg
		3A1、3A2、3B1、3B2、3H1又は3H2	75kg	120kg	120kg
プラスチック製容器(1)	30kg	1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1、1H2、1D、1G、4A、4B、4N、4C1、4D、4F又は4H2	125kg	400kg	400kg
		4C2	250kg	400kg	400kg
		4G	75kg	400kg	400kg
		4H1	40kg	60kg	60kg
		3A1、3A2、3B1、3B2、3H1又は3H2	75kg	120kg	120kg
金属製容器	40kg	1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1、1H2、1D、1G、4A、4B、4N、4C1、4D、4F又は4H2	125kg	400kg	400kg
		4C2	250kg	400kg	400kg
		4G	75kg	400kg	400kg
		4H1	40kg	60kg	60kg
		3A1、3A2、3B1、3B2、3H1又は3H2	75kg	120kg	120kg
紙製容器(1)(2)	50kg	1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1、1H2、1D、1G、4A、4B、4N、4C1、4D、4F又は4H2	使用禁止	400kg	400kg
		4C2	使用禁止	400kg	400kg
		4G	使用禁止	400kg	400kg
		4H1	使用禁止	60kg	60kg
		3A1、3A2、3B1、3B2、3H1又は3H2	使用禁止	120kg	120kg
ファイバ板製容器(1)(2)	50kg	1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1、1H2、1D、1G、4A、4B、4N、4C1、4D、4F又は4H2	使用禁止	400kg	400kg
		4C2	使用禁止	400kg	400kg
		4G	使用禁止	400kg	400kg
		4H1	使用禁止	60kg	60kg

		3A1、3A2、3B1、3B2、3H1又は3H2	使用禁止	120kg	120kg
1A1、1A2(3)、1B1、1B2(3)、1N1、1N2(3)、1H1、1H2(3)、1G(4)又は1D(4)			400kg	400kg	400kg
3A1、3A2(3)、3B1、3B2(3)、3H1又は3H2(3)			120kg	120kg	120kg
4A(4)、4B(4)、4N(4)、4C1(4)、4C2(4)、4D(4)、4F(4)、4G(4)又は4H2(4)			使用禁止	400kg	400kg
5H3(4)、5H4(4)、5L3(4)又は5M2(4)			使用禁止	50kg	50kg
6HA1、6HB1、6HG1(4)、6HD1(4)又は6HH1			400kg	400kg	400kg
6HA2、6HB2、6HC、6HD2(4)、6HG2(4)、6HH2、6PA1、6PB1、6PD1(4)、6PG1(4)、6PA2、6PB2、6PC、6PD2(4)、6PG2(4)、6PH2又は6PH1(4)			75kg	75kg	75kg

IMDGコード4.1.4.1の「P200」に規定されている高圧容器又は規則第8条第3項第3号に規定する高圧容器であつて、IMDGコード4.1.3.6の要件に適合するもの（火薬類、熱的不安定物質、有機過酸化物、自己反応性物質、化学反応により圧力が発生する物質及び放射性物質を除く危険物を収納する場合に限る。）

注　1　固体の危険物を収納する場合に限る。

2　表中肩文字(1)から(4)は、以下の要件を示す。

(1)　粉末不漏性のものであること。

(2)　収納する危険物が運送中液体状になるおそれのある場合には、当該内装容器を使用しないこと。

(3)　収納する危険物（容器等級Ⅰのものに限る。）が運送中液体状になるおそれのある場合には、使用しないこと。

(4)　収納する危険物が運送中液体状になるおそれのある場合には、当該容器を使用しないこと。

3　追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。

PP7　国連番号が2000の危険物に関しては、プラスチックフィルムにより包装され、かつ、スチールバンド等の適切な方法でパレット上に固定され、非開放型の貨物輸送ユニット内に単一貨物として収納する場合に限り、無外装で運送することができる。この場合において、各パレットの総質量は1,000kg以下とすること。

PP8　国連番号が2002の危険物に関しては、容器は内部圧力の上昇による爆発危険を防止できる構造のものであること。高圧容器は使用してはならない。

PP9　国連番号が3175、3243及び3244の危険物に関して、容器は第25条の4に規定する容器等級Ⅱの危険物に係る気密試験の要件に適合するものであること。国連番号が3175の危険物に関して、液体が密封された袋に収納された固体物質に完全に吸収されている場合に限り、気密試験を必要としない。

PP11　国連番号が1309（容器等級がⅢのものに限る。）及び1362の危険物に関しては、プラスチック袋に収納してパレット上にシュリンク又はストレッチ包装されている場合に限り、5M1を使用することができる。

PP12　国連番号が1361、2213及び3077の危険物に関しては、非開放型の貨物輸送ユニットに収納して運送する場合に限り、5H1、5L1及び5M1を使用することができる。

PP13　国連番号が2870に該当する物品に関しては、第25条の4に規定する容器等級Ⅰの危険物に係る要件に適合する組合せ容器に限り使用することができる。

PP14　国連番号が2211、2698及び3314の危険物に関しては、容器検査を必要としない。

PP15　国連番号が1324及び2623の危険物に関して、容器は第25条の4に規定する容器等級Ⅲの危険物に係る要件に適合するものであること。

PP20　国連番号が2217の危険物に関しては、全ての容器（粉末不漏性かつ裂け防止型のものに限る。）を使用することができる。

PP30　国連番号が2471の危険物に関しては、紙製又はファイバ板製の内装容器を使用しないこと。